

「消費者力」育成・強化ワーキングチーム 運営要領（案）

令和 4 年 12 月 16 日

「消費者力」育成・強化
ワーキングチーム決定

- 1 「消費者力」育成・強化ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という）は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、ワーキングチームの全部又は一部を非公開とすることができます。
2. 配布資料は、原則としてワーキングチーム終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、配布資料の全部又は一部を非公表とすることができます。
3. ワーキングチーム終了後、速やかに議事録を作成し、原則としてこれを公表するものとする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、議事録の全部又は一部を非公表とすることができます。議事録の全部を非公表とする場合にあっては、議事概要を公表する。
4. 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
5. この要領に定めるもののほか、ワーキングチームに関し必要な事項は、座長がワーキングチームに諮って定める。